

アストのなっとく講座 ～「自転車に関する条例」のお話 編～

🐱 寿寿 (じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫
🐱 はっぱ・・・わがまま、気まぐれな妹猫

🐱 「自転車の安全で快適な利用に関する条例」って知ってるかしら？

🐱 なんかい長い名前ね・・・それ本当の条例？

🐱 もちろん！3月8日に長野県議会で可決された正真正銘本物の条例よ。今年の10月1日からは、自転車利用者らに損害賠償保険の加入が義務付けられるの。

🐱 自転車利用者・・・ら？
自転車利用者以外にも、誰が義務付けられる人がいるってこと？

🐱 さっすが！いい質問ね。保険加入が義務付けられるのは

- ①自転車利用者自身
- ②未成年の保護者
- ③従業員が自転車を使う業者

この3つにあてはまる方。自転車利用者以外にも保険加入が義務付けられているから、注意が必要ね。

🐱 へえ～。子どもも自転車に乗るようになったら、即保険！で感じね。自転車を買うのと防犯登録ってセットなイメージだったけど、今後はそれに加えて、損害賠償保険もセットになってくるってわけね。

🐱 自転車販売業者は、購入者の保険加入有無の確認が必要になってくるわよね。

会見で阿部知事が明かした考えは『自転車損害賠償保険が付帯している保険や、安価な保険について周知する』というもの。損害賠償保険っていうと、なんだか敷居が高い感じがしてしまうけれど・・・実際、そんなに保険料もお高いものではないからね。

🐱 そうよねえ。というか・・・ああ！思い出しちゃった！一時期、自転車での加害事故がすごい話題になったわよね？もんのすごい金額の賠償命令だったの覚えてる!!

🐱 そうそう・・・自転車が加害者となった事故が多発したの。損害賠償命令も、1億円近いかなりの高額だったわね。そしていずれも、加害者は未成年の学生だったわ。

- ◆小学生が62歳の女性と衝突。女性は意識が戻らない状態に。
→9, 521万円の損害賠償命令 (平成25年7月：神戸地裁)
- ◆高校生が24歳の男性と衝突。男性に言語機能の消失という障害が残る。
→9, 266万円の損害賠償命令 (平成26年6月：東京地裁)

🐱 うわぁ・・・そうそう、そうだった。こんな賠償額、どうやって自分じゃ払えないじゃ・・・。

🐱 被害者ご本人もそのご家族も、その後のことを考えると本当に辛いわね。そして・・・加害者の親御さんも、本人も。

わざとでは決してなかっただろうに、その後の人生が大きく変わってしまうわよね。この2件は、加害者に保険加入があったのかどうかはわからないけれど。もし自分だったらと考えると、ぞっとしない？

🐱 ひええ・・・ぞっとするなんてモンじゃないじゃあ・・・。
もぉお、保険よ保険！損害賠償保険！早く保険入って!!!

🐱 ちよつとちよつと、慌てないの。個人賠償保険といって、自動車保険・火災保険・傷害保険・共済に特約として付いている場合があるわ。まずはご自身でご加入の保険を確認してみてね。

【ご加入の損害保険をチェック！5つの注意点】

- ①個人賠償責任保険の特約の付帯はあるか
- ②賠償責任保険の対象は家族全員になっているか
- ③自転車の対人事故における賠償責任に対応しているか
- ④賠償責任保険の補償限度額は1億円以上か
- ⑤被害者との示談交渉サービスは付いているか

アストのほけん

☎ 0120-57-2760 長野県諏訪市南町10-5

■定休日/日曜日・祝日 ■営業時間/ 10:00 ~ 19:00

E-mail:ast@view.ocn.ne.jp HP:https://astnohoken.com/